

## 今後の全国シルバー人材センター事業協会の在り方について（案）

当部会では、「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書（平成 22 年 12 月 27 日）を踏まえ、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号。以下「高齢法」という。）第 46 条の規定に基づき指定されている社団法人全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という。）について、指定法人としての在り方について検討を行ったところであるが、その結果は以下のとおりであるので、報告する。

### 1 シルバー人材センター事業について

- 今後ますます増加する高年齢者について、その臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業ニーズに対応した就業機会を確保するため、国及び地方公共団体に対し、そのような就業に対する相談の実施や就業機会の提供を行う団体の育成など、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努力義務が課されており、これに基づいた具体的な施策の一つとして、シルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）の支援などがある。

当該事業は、全国のシルバー人材センター及びシルバー人材センター連合（以下「シルバー人材センター」という。）を会員としている全シ協が、シルバー事業の発展のため、シルバー人材センターの事業運営の監督・指導等を実施することにより、発展していくものと考えられる。

- しかしながら、シルバー事業については、これまでに、民業の圧迫をしているのではないかといった問題や、従来地域でのやりがい・生きがいを重視して行われてきたが、経済的理由で就業しているという会員が一定程度居る中、適切な配分金額が設定されているのか、といった課題がある。
- 民業を圧迫しているのではないかということについては、民間事業者との棲み分けを図るよう指導を行っているとのことであり、また、会員に対する適切な配分金額の設定については、地域における類似の仕事の対価に比べ著しく低くならないように配慮するよう通知しているとのことであるが、今後とも、全シ協とも

連携しながら、シルバー事業の適正就業に係る指導を徹底していくことが望まれる。

## 2 全シ協が行う業務について

現在、全シ協が行う業務として、定年退職者等に対する臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供体制の整備、確立を図るために、全国1,300余りのシルバー人材センターの整備拡充を図ると同時に、シルバー事業に関する普及啓発、シルバー人材センター相互の連絡調整、業務運営担当者の資質の向上のための研修の実施などを行っているが、これらの業務を今後も引き続き円滑に行う必要があるため、全シ協が行う業務は必要である。

## 3 指定法人制度について

- 少子高齢化が進展する中、我が国の社会経済の活力を維持するためには、できるだけ多くの高齢者が元気で社会の中で活躍・貢献することが必要であり、それを担う仕組みの一つとしてシルバー事業の役割はますます重要になると考えられる。

そのために、シルバー人材センターの健全な発展及び定年退職者等その他の高年齢退職者の能力の積極的な活用を促進することにより、高年齢者の福祉の増進を図るためには、引き続き、シルバー事業に関する啓発、シルバー人材センター相互の連絡調整、業務運営担当者の資質の向上などが円滑に行われることが必要であると考えられる。

- これらの業務は、国等の行政機関が自ら行うよりも、シルバー事業の健全な発展を図るとともに、高年齢者の能力の積極的な活用を促進することにより、高年齢者の福祉の増進に資する事を目的として設立された民間団体において行われることが、業務がより円滑かつ効率的に行われるために適当であり、引き続き、指定法人制度を維持することは妥当である。

## 4 全シ協を指定することについて

- 全シ協は、全国1,300余りのシルバー人材センターを会員とし、シルバー事業の健全な発展を図るとともに、高年齢者の能力の積極的な活用を促進することに

より、高年齢者の福祉の増進を図ることを目的とした公益性を持った法人である。

- このため、事業実施に必要な専門性を有していること、これまでの全国のシルバー人材センターにおける統一性、継続性をもった事業実施のための研修や連絡調整、適正就業に関する指導実績等があり、最も指定法人として期待される役割を果たす法人であると考えられることから、全シ協を指定法人として位置づけることは妥当である。

## 5 全シ協の今後の在り方について

- 全シ協はこれまで、予算の大幅削減と合わせ組織のスリム化及び業務効率化により合理化を図ってきたところであるが、今後においても、指定制度を維持し、全シ協を指定法人とすることについては妥当と考えられるが、全シ協の事業運営について、民間事業者をはじめ国民の理解を得ながら事業を発展させていくことが必要である。また、事業運営の更なる効率化等を図っていくことも必要である。
- このため、全シ協内に有識者等による検討の場を設け、会員・事業拡大、安全適正就業、民間事業者と乖離のない価格設定など地域に根ざしたシルバー事業の運営の検討を行うなど、組織や業務等について不断の見直しを行い、全シ協の事業運営がより一層効果的・効率的に行われることを期待したい。
- また、指定先選定理由の情報公開については、指定先選定理由について情報開示を進め、透明性を確保する観点から、公開していく必要がある。プロポーザル方式を含む参入要件の見直し及び新たな基準など「新ルール」の制定については、定期的な検証が必要ではあるものの、蓄積されたノウハウを最大限活用するという観点からも現行制度を維持することが必要である。